

二戸北星支援学校 いじめ防止基本方針

1 「いじめ」とは(いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめを未然に防止するために

〈児童生徒に培う力〉

- ・一人一人が認められ、お互いを大切にしようという態度で接することができる思いやりのある態度を育む。
- ・社会や学校、学級のルールを守る大切さを知り、実践しようとする態度を育む。
- ・「いじめは絶対に許されないこと」という認識を持つように、さまざまな活動の中で学ぶ。

〈教職員の指導〉

- ・インターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたる事を学べるよう努める。
- ・児童生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは絶対に許さない」という姿勢や、児童生徒一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・児童生徒や保護者が話しやすい人間関係を作り、親身になって話を聞く姿勢を持つように努める。
- ・いじめアンケートを年2回実施し、結果への対応、支援方法、児童生徒の様子の変化などを教職員全体で共有し、保護者へ報告する。
- ・学校として「いじめは絶対に許さない」ということと「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任や周りの大人に知らせることの大切さを児童生徒に伝える。
- ・学校評価においていじめ防止等のための取組状況を項目に位置づける。
- ・いじめ防止に係わる校内研修や情報提供等を年2回以上実施する。

〈保護者・地域との連携〉

- ・HP等でいじめ防止基本方針を周知し、表情や態度の変化のサインに気づいたら学校に相談する事を願う。

〈早期発見にむけて…「変化に気づく」〉

- ・児童生徒の様子を担任はじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を日常的に設ける。
- ・様子に変化が感じられる児童生徒には、教師は積極的に声かけを行い、困り感の聞き取りを行う。
- ・日頃より信頼関係を育み、児童生徒の人間関係や学校生活の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢で取り組む。

〈相談ができる…「誰にでも」〉

- ・困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを伝えていく。
- ・いじめられている児童生徒や保護者からの訴えは、真摯に聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、支え、いじめから守る姿勢で対応することを伝える。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともにいじめ対策委員会を通して校内で情報を共有する。

〈早期の解決を…「心のケアと解消」〉

- ・教員が気づいたあるいは児童生徒や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・いじめられた児童生徒心情を理解し、一緒に解決を目指すとともに、傷ついた心のケアを行う。
- ・いじめている児童生徒に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、相手を傷つけ、苦しめていることに気付くように指導を行う。また、いじめてしまう気持ちを聞き、その児童生徒の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えている。

いじめ事案発生

【学校いじめ対策委員会】

- ・本校は、いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめ対策委員会を設置する。
- ・いじめ防止対策委員会の構成は、校長、副校長、総括教務主任、生徒指導部長、(高)生徒指導主事、各学部主事、養護教諭、生徒指導部員(必要に応じて)、当該担任、関係職員とする。
- ・いじめが発覚した際には、いじめ防止委員会を速やかに開催し、いじめ防止等の対策を講じることとする。

3 いじめ発生時の対応

いじめの事案発生もしくは相談があった場合には、生徒指導部長、学部長、担任で事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等についていじめ解消の定義に基づいて協議して行う。

①いじめられた児童生徒への対応

- ア 児童生徒や保護者アンケート、訴え等が確認された場合は、校長の指示を受け、担任・学部長・生徒指導部長等が児童生徒から個別の聞き取り等を実施し、「いじめに関する聞き取り調査票」に記録し、事実を的確に把握する。
- イ 保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような支援や指導体制について説明し理解を得る努力をすると同時に、教育委員会に事実関係を報告する。
- ウ いじめられた児童生徒を守るために、全教職員に事実について報告し、解決に向けた支援を行う。

②いじめた児童生徒への対応

- ア 児童生徒や保護者アンケート、訴え等が確認された場合は、校長の指示を受け、担任・学部長・生徒指導部長等が児童生徒から個別の聞き取り等を実施し、「いじめに関する聞き取り調査票」に記録し、事実関係を的確に把握する。
- イ 事実確認を行い、いじめは絶対に許さないという毅然とした指導及び、継続的に指導をし、相手への思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。
- ウ いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。
- エ 家庭に連絡し、指導経過の報告をするとともに、家庭での様子を確認し今後の指導に活かす。
- オ 障がい特性に応じた指導を継続的に行う。

③学校としての取組

- ア いじめがあった事実を真摯に受け止め、学級環境等の改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。
- イ いじめの解消を目指し、組織的に継続した見守りを継続する。

※ いじめ解消の定義

- ア いじめに係わる行為が 止んでいる状態が3ヶ月継続していること。
- イ 被害児童生徒が、心身の苦痛を感じていないこと。



重大事態発生

4 重大事態発生時の対応（重大事案発生時対応 第28条）

① 重大事態とは

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

② 重大事態の報告

- ア 重大事態が発生した際は、教育委員会に迅速に報告する。

③ 重大事態の調査

- ア 調査委員会の設置(学校いじめ対策委員、当該担任等、学校長が必要と認めた委員)
いじめにより、当該学校に在籍している児童生徒の生命・心身又は重大な被害が生じた疑いがあると認めた時。
- イ 重大事態が生じた場合は、弁護士、精神科医、SC、スクールソーシャルワーカー(SSW)等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。
- ウ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
- エ いじめを受けた児童生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報保護に関する法律等を踏まえる。